

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

○ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）抄

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>（鳥獣捕獲等事業の認定の申請等） 第十九条の二（略）</p> <p>2 法第十八条の三第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 役員（代表者を含む。以下同じ。）及び事業に規定する事業管理責任者（以下「役員等」という。）の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職を記載した名簿</p> <p>三 次条に規定する事業管理責任者に関する次に掲げる書類</p> <p>イ 次条に規定する事業管理責任者が申請者の役員である場合（ロに掲げる場合を除く。）にあつては、その旨を証する書類</p> <p>ロ 申請者が地方公共団体である場合にあつては、次条に規定する事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類</p> <p>ハ イ及びロ以外の場合にあつては、雇用契約書の写しその他申請者の次条に規定する事業管理責任者に対する使用関係を証する書類</p> <p>四 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程（法第十八条の五第一項第二号の基準に適合する旨の認定を受けようとする場合にあつては、夜間銃猟の実施に係る安全管理規程を含む。）</p> <p>五〇十四（略）</p>	<p>（鳥獣捕獲等事業の認定の申請等） 第十九条の二（略）</p> <p>2 法第十八条の三第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 役員及び事業に規定する事業管理責任者（以下「役員等」という。）の住所、本籍、氏名、生年月日及び役職を記載した名簿</p> <p>三 雇用契約書の写しその他申請者の次条に規定する事業管理責任者に対する使用関係を証する書類</p> <p>四 鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規定</p>

3 (略)

(事業管理責任者の選任)

第十九条の三 認定を受けようとする者は、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理を図るための体制の確保及び鳥獣捕獲等事業に従事する者(以下「事業従事者」という。)に対する研修に関する責任者(以下「事業管理責任者」という。)を、自己の役員又は雇用する者(認定を受けようとする者が地方公共団体である場合にあっては、その職員)の中から選任しなければならぬ。

(安全管理体制に係る認定基準等)

第十九条の四 法第十八条の五第一項第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項を記載した鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程を有すること。

イ〜ハ (略)

二 銃器を使用する場合にあっては、イからハまでに掲げる事項のほか、次の(1)及び(2)に掲げる事項

(1) 射撃場における射撃を捕獲従事者(麻酔銃のみを使用する者を除く。)に一年間に二回以上実施させることに関する事項

(2) (略)

ホ・ヘ (略)

五〇十四 (略)
3 (略)

(事業管理責任者の選任)

第十九条の三 認定を受けようとする者は、鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理を図るための体制の確保及び鳥獣捕獲等事業に従事する者(以下「事業従事者」という。)に対する研修に関する責任者(以下「事業管理責任者」という。)を自己の雇用する者の中から選任しなければならない。

(安全管理体制に係る認定基準等)

第十九条の四 法第十八条の五第一項第一号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項を記載した鳥獣捕獲等事業の実施に係る安全管理規程を有すること。

イ〜ハ (略)

二 銃器を使用する場合にあっては、イからハまでに掲げる事項のほか、次の(1)及び(2)に掲げる事項

(1) 射撃場における射撃を捕獲従事者に一年間に二回以上実施させることに関する事項

(2) (略)

ホ・ヘ (略)

二〇六 (略)

2・3 (略)

(その他の認定基準等)

第十九条の八 法第十八条の五第一項第五号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 申請者の役員等が次のいずれにも該当しないこと。

イ〜ハ (略)

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ホ (略)

四・五 (略)

(変更の認定を要しない軽微な変更の届出)

第十九条の十二 (略)

2 法第十八条の七第三項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が認定証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けなければならない。

(狩猟免許の申請等)

二〇六 (略)

2・3 (略)

(その他の認定基準等)

第十九条の八 法第十八条の五第一項第五号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 申請者の役員等が次のいずれにも該当しないこと。

イ〜ハ (略)

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から三年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ホ (略)

四・五 (略)

(変更の認定を要しない軽微な変更の届出)

第十九条の十二 (略)

2 法第十八条の七第三項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が認定証の記載事項に該当するときは、その書換えを受けることができる。

(狩猟免許の申請等)

第四十八条 (略)

2～4 (略)

5 法第四十六条第二項の規定による狩猟免状の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を、管轄都道府県知事に提出して行うものとする。

一～三 (略)

第四十八条 (略)

2～4 (略)

5 法第四十六条第二項の規定による狩猟免状の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を、交付を受けた都道府県知事に提出して行うものとする。

一～三 (略)